

2024年5月24日（金）

消費者スマイル基金ニュース（第61号）

●第14回助成事業募集のお知らせ（6/28 締切）

12月1日から、第14回助成事業の募集を開始しました。第10回から、より多くの団体の皆さまの活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対し助成することを追加しております。

第14回助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。会員団体の皆さまにおかれましても、消費生活相談又は消費者への情報提供等行っている非営利法人は、助成申請が可能ですので、ご検討ください。

【対象期間】2023年12月1日～2024年6月18日

申請期限 6月28日（金）

詳しくはこちらから URL：<https://www.smile-fund.jp/subsidy/index.html>

●消費者志向経営セミナー開催のお知らせ

事業者と消費者・消費者関連団体などがどのように協働していくべきかを議論することを目的として、事業者の皆さまの関心に合わせた消費者志向経営セミナーを開催いたします。同セミナーは、消費者志向経営に関する諸問題について情報をお伝えしながら、相互で交流を深めるため、対面形式で行います。今回、持続可能な消費者市民社会を創っていくため、「企業と消費者がともによりよい社会を創るための協働・共創」について企業の取組事例をもとに考えます。

※申込方法等、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。

日時：7月30日（火）14:00～16:20（開場 13:30）

会場：主婦会館プラザエフ 7階「カトリア」（東京都千代田区六番町 15 番地）

参加方法：会場参加

参加費：無料

対象者：事業者、消費者関連団体など

講演：花王株式会社、株式会社メルカリ

後援：消費者庁

●新規会員団体募集

当基金は消費者被害の拡大防止の取り組みの活動や、消費者に代わって金銭的被害を取り戻すための裁判を行っている団体の支援を目的に、皆さまからの寄付金をもとに助成等を行っております。また、消費者団体訴訟等支援法人として内閣総理大臣の認定を受けて活動しています。そして、企業と消費者がともに持続可能で公正・健全な社会を創っていくことを目指しています。

賛同していただける事業者、団体の皆さまにおきましては、随時会員を募集しておりますので、

よろしくお願ひいたします。

会員団体紹介 ⇨ <https://www.smile-fund.jp/member/>

●寄付のお願い

認定 NPO 法人消費者スマイル基金は、設立 8 年目を迎えました。2024 年 5 月 14 日現在、個人正会員 73 名、団体正会員 22 団体、賛助団体会員 51 団体、寄付金累計総額 12,089,349 円となりました。改めましてご支援をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

引き続き（特定）適格消費者団体及び適格認定をめざす団体等へのサポートの為、ご寄付をお願いします。消費者スマイル基金は、この助成事業に加え、消費者団体訴訟等支援法人として、消費者被害防止・救済の活動を行っている団体への支援を続けていきます。皆さまからのご寄付をお待ちしております。

寄付受付中！ 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座もこちら ⇩ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

- ・三菱 UFJ 銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金寄附金口
- ・ゆうちょ銀行 019（ゼロイチキウ）店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

詳細はこちら ⇨ <https://www.smile-fund.jp/donation/>

消費者スマイル基金は**認定 NPO 法人※**のため、**当基金への寄付金が税制控除の対象**になります。

* 認定 NPO 法人とは *

- ・**公益性が高く**、運営組織や事業活動を適切に行い且つ一定の認定基準に適合していると行政に認められた団体です。
- ・毎事業年度 1 回事業報告書等を所轄庁に提出し、情報公開が義務付けられています
- ・寄付者に対して**税制上の優遇措置**がとられます。

・個人の場合

① 所得控除 又は 税額控除（お好きなほうをお選びいただけます）

② 住民税控除

といった 2 つの控除が受けられます。

・相続又は遺贈により財産を取得した場合

寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます。

・法人の場合

一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。



* 確定申告の際に必要な領収書は来年 1 月下旬ごろにお送りいたします。

【連絡先】 消費者団体訴訟等支援法人 認定 NPO 法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

